

平成二十年二月二十六日受領
答 弁 第 九 三 号

内閣衆質一六九第九三号

平成二十年二月二十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の特権意識並びに行財政改革に対する認識に関する再質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の特権意識並びに行財政改革に対する認識に関する再質問に対する

答弁書

一から三までについて

「確認」にかかる事項については、大臣官房において確認したが、記録を作成しておらずお答えすることはできない旨、先の答弁書（平成二十年一月十一日内閣衆質一六八第三五一号）三及び五から七までについて等で繰り返し答弁してきている。

四について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十年二月五日内閣衆質一六九第三二号）五についてで答弁したとおりであって、各府省庁とも職員のマイレージの取得等の実態についてまで把握していないものと承知している。

五、八及び九について

出張で航空機を利用する際に職員が取得するマイレージを外務省として管理又は利用していることはなく、現時点においてそのような必要があるとは考えていないことについては、先の答弁書（平成二十年二

月五日内閣衆質一六九第三一号) 六及び七について等で繰り返し答弁してきているとおりである。

六及び七について

特権とは、一般に、特定の人に特別に与えられる優越的な権利を意味するものと承知しているが、御指摘の「マイレージの取得及び私的利用」は外務省職員の特権に該当するかについては、お尋ねの趣旨が明らかでないところ、お答えすることが困難である。